宮建協発第２９５号
平成２８年１２月９日

各地区建設業協会長　殿

一般社団法人宮崎県建設業協会
会　長　　山　﨑　　司
（　公　印　省　略　）

平成２８年度　１・２級建設業経理士「登録講習会」の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、一般財団法人建設業振興基金が創設・実施している登録建設業経理士講習会について、１級はＨ２０経審改正による自主監査の評価や継続的学習の講習内容、また、２級は１級建設業経理士の受験対策講習にもなることから、下記日時において実施することにいたしました。
つきましては、標記講習会の実施について、会員への案内について宜しくお願い申し上げます。

記

	１級建設業経理士登録講習会	２級建設業経理士登録講習会
１．開催日時	平成２９年２月１３日（月） １０：５０　～　１６：５０	平成２９年２月１４日（火） ９：５０　～　１６：５０
２．場　　所	宮崎県建設会館	
３．対 象 者	１級建設業経理士合格者	２級建設業経理士合格者
４．受 講 料	宮崎県建設業協会員　　５，４３０円（差額　協会負担） 非会員　　１５，４３０円	
５．講習内容	別　添　参　照	
６．申　　込	下記のサイト（リンク貼り付け）よりお申込みください。 ◇１級申込み　←１級の申込サイト(ctrl キーを押しながらｸﾘｯｸ) ◇２級申込み　←２級の申込サイト(ctrl キーを押しながらｸﾘｯｸ) ◇又はhttps://secure.kensetsu-kikin.or.jp/class/class_main.php	
７．申込締切	開催日１０日前（土日含む）	
８．写　　真	申込後、振興基金より送信されるメールを参照	

（文書取扱　大谷）

1級 建設業経理士 登録講習会 カリキュラム

◆カリキュラム

時間	１級建設業経理士　登録講習会　内容
10:50~16:20	**１．「監査論と内部統制」～中小建設企業の内部統制向上と法令遵守～** 平成２０年４月から施行されている改正経営事項審査制度においては、財務諸表の虚偽や誤謬を防止する観点から、会計監査人設置会社等に加え、自主監査を行う企業についての加点措置が新たに創設されました。 この趣旨を踏まえ、監査の目的と役割等の解説を行います。 さらに、建設企業がいかにして内部統制や法令遵守を推進すべきかという観点から、「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」（国土交通省）と「建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）を参照しながら、内部統制向上の手順や元請下請間の適正化等について解説を行います。 **２．「建設企業の経営実務」** 我が国の会計基準は、IFRS（国際財務報告基準）とのコンバージェンス（収れん）やアドプション（全面適用）等が検討されています。 また、中小企業の会計については、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されています。 これら企業会計の動向をはじめとして、企業経営に役立つ最新情報についての解説を行います。
16:20~16:50	修了確認（講習内容を習得されたことを確認し、登録証を交付）

（注意事項）

・当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。

・昼休みは５０～６０分です。また、午後の講習では適時休憩があります。

2級 建設業経理士 登録講習会　カリキュラム

◆カリキュラム

時間	２級建設業経理士　登録講習会　内容
9:50～16:20	**１．登録建設業経理士の業務と担うべき役割** ・現代における企業経営と経理部門の役割、登録建設業経理士の役割 ・適正な会計処理を行うための基礎知識 ・企業経営に活かすための財務分析の必要性 **２．建設業の経理実務に必要となる、財務諸表論と財務分析の知識** **①　財務諸表論・財務分析概論** ・会計公準／企業会計原則／会計基準 ・収益認識基準／発生主義会計／引当金 ・有価証券／減価償却／連結財務諸表／税効果会計 ・財務諸表の分析（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） ・財務分析（収益性、流動性、健全性、生産性など） **②　問題演習等** ・個別計算問題等 ・決算整理→精算表作成→財務諸表作成→財務分析 講習内容は、新会計基準に対応した経理処理をはじめとした財務諸表論、財務諸表分析の知識付与と、これらに関する演習が中心となり、１級（財務諸表・財務分析）受験対策としても有用です。
16:20~16:50	修了確認（講習内容を習得されたことを確認し、登録証を交付）

（注意事項）

・当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。

・昼休みは５０～６０分です。また、午前と午後ともに適時休憩があります。

「登録建設業経理士」制度の創設について

一般財団法人建設業振興基金

建設業振興基金では、平成21年3月、建設業法施行規則第18条の3第2項に規定する「登録経理試験」の合格者を対象とした実務者登録制度として、「登録建設業経理士制度」を創設いたしました。

私どもでは、この事業の推進により、高度な専門知識を持つ実務者集団の育成に力を入れていきたいと考えております。何卒ご理解・ご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

１. 建設業経理士検定と経営事項審査

建設業界を巡る様々な外部環境の変化は、企業の内部環境に対しても変革をもたらしました。かつての経理部門の役割は、受注した工事に係る記帳処理等が主でありましたが、現代ではその他様々な役割が課せられています。円滑な企業経営の遂行はもとより、特に中堅・中小規模の企業における経営体質強化のためには、経理部門と他部門との有機的な連携が必須となっています。さらに、経営に関する共通言語としての会計知識は、企業の規模や、事務職員・技術職員を問わず必携となっています。

財団法人建設業振興基金では、昭和５６年度より関係機関・団体の協力のもと、建設業経理検定事業を行っていますが、当該事業はこれら多様な役割を担う人材育成の場として、また、建設企業が作成する財務諸表の質の確保・向上のため、今後とも業界全体をもって取り組むべきものと考えています。

大企業	中堅・中小企業
・会計基準等の国際的収斂への対応 ・投資家等に向けた企業情報の開示 ・内部統制報告制度への対応 ・財務諸表の比較可能性の確保	・適正な経理処理　・正確　原価計算 ↓ 資金調達支援、経営計画策定支援などの、経営管理、経営改善のための各種　報提供

↑　↑　↑　↑　↑

建設業経理検定制度

また、建設業経理検定の合格者については、平成６年から経営事項審査において評価がなされており、本検定制度が平成１８年の法改正により登録経理試験となってからも評価が継続しております。さらに、平成２０年の経審改正においては従前からの評価に加え、経理実務責任者による自主監査（１級合格者等が、経理処理を確認した旨の書類に署名し提出すること）を新たに評価する措置が創設されております。

平成２６年１０月末日現在、評価の対象となる１級及び２級の合格者数は 307,393 名となっております（内訳：１級 23,607 名、２級：283,786 名）。

2. 登録建設業経理士制度の創設について

平成２０年の経審改正の趣旨には、企業が作成する計算書類における虚偽や誤謬を防止し、質の高い企業情報の作成に関与できる人材に対し適正な評価を行うという一面があります。登録経理試験の合格者は、今まで以上に重要な役割を担うことなることから、国土交通省総合政策局建設業課より、当基金宛に下記の通知がなされました。

国土交通省総合政策局建設業課から基金への事務連絡（平成 20 年 3 月 17 日付）

１．登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者について、それらの者に係る記録の保持等の適切な管理に努められたい。
２．登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者の建設業の経理に関する業務を遂行する能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、企業会計基準の変更等必要な情報の提供その他の措置の実施に努められたい。

基金が今後対応すべき事柄

個人情報の保護を念頭に置きつつ、適切な情報管理に努めること
能力の維持向上を図るため、各種のフォローアップ等を行うこと

＝

経営の安定化に努力する企業を支援する

以上の流れから、建設業経理検定合格者に対する支援策として、当基金が今後対応すべき事柄は、個人情報の保護を念頭に置きつつ適切な情報管理に努め、かつ、各種フォローアップの機会を設けることによって、経営の安定化に努力する企業や、これらを担う人材を支援することであると考えております。このような状況のもと、平成２１年３月から、当基金では登録経理試験の合格者を対象とし、会計・経理知識等の維持及び向上を図ることを目的とし、登録建設業経理士制度を創設することといたしました。

ご案内の通り、わが国企業会計基準の動向は、国際会計基準との調和を図ることを目的とした世界的なコンバージェンスの流れにより、日々変革を遂げています。実務者がこれら知識を学び、企業経営に活用することにより、当該企業の経理面における信頼性が増すものと考えられます。

検定試験		講習会の受講／受講後の継続学習		本人
登録経理試験の合格後における継続的な学習が企業経営の維持や安定に不可欠	➡	内部統制 ／ ファイナンス	➡	登録建設業経理士の称号・登録カードが付与される
		コストマネジメント ／ 法務・税務		当基金
		システム構築 ／ 最新会計基準	➡	適切なデータ管理による経理実務者数の把握と支援
		等		

登録により、従来の「○級建設業経理士」、「○級建設業経理事務士」の方の称号は
「登録○級建設業経理士」となります。

３. 登録制度・登録講習会の概要

・登録建設業経理士制度とは・・・

継続的な学習に励んでいる１級及び２級の建設業経理士検定試験合格者（従来の１級及び２級建設業経理事務士検定試験の合格者を含む。）を対象とした任意の実務者登録制度であり、当財団が実施する登録講習会を修了すること等により、「登録１級建設業経理士」または「登録２級建設業経理士」の称号が付された登録証を発行するものです。

登録期間は５年であり、当該５年間については、会計・経理知識についての維持向上を意欲的に行い、検定試験合格後も積極的な自己研鑽を行う者であることを、当財団が証明・認定します。

登録者には、上記の称号が付された顔写真付きの登録証（カード）が発行され、検定試験合格、かつ検定合格後の継続学習を行っている者であることが証明されます。

また、登録者には継続学習ツールとして、「建設業経理通信 *Premium*」が登録期間中にわたって配信されるほか、登録者限定ウェブサイトでは、様々なテーマの講演等を web 動画として配信したり、特集記事を掲載したりと有益な情報を提供しております。

なお、振興基金ホームページ上に、所属企業等の情報が公示します。これにより、当該企業が経理面の信頼性を高める努力を継続して行っていることが確認できます。公共発注者に対しても定期的に登録者を雇用する企業名と登録者数を報告しています。

・登録の方法は・・・

登録するには、原則として登録講習会を受講する必要があります。

・登録講習会の内容は・・・

登録講習会は、１級合格者向け、２級合格者向けと内容が異なります。１級合格者向けの内容は、経営事項審査における自主監査の内容を踏まえ、監査論、財務諸表チェック、最新の会計動向をはじめ、企業経営実務に関連した高度かつ専門的な内容となります。また、２級合格者向けの内容は、日常的な経理実務に必要な財務諸表論や、決算分析等の知識付与が中心となります。

受講料（登録料）は、15,430 円です。

4. 登録のメリット等

（1）登録カード

登録１級・２級建設業経理士の方には、登録証（有効期間５年）が発行されます。建設業経理士試験合格後においても、引き続き積極的に自己研鑽を行い、企業の経営安定化に努力する者であることを当財団が証明しています。

（2）登録者の公示

当財団ホームページ上に、登録者の所属企業を公示します。これにより、当該企業が経理面の信頼性を高める努力を継続して行っていることが確認できます。また、公共発注者に対しても定期的に登録者を雇用する企業名と登録者数を報告しています。

（登録証サンプル）	（ホームページ公示例）
	○○県　××市　△△建設(株) 登録１級建設業経理士　xx 名 登録２級建設業経理士　xx 名 ××県　△△市　○○建設(株) 登録１級建設業経理士　xx 名 登録２級建設業経理士　xx 名 △△県　○○市　××建設(株) 登録１級建設業経理士　xx 名 登録２級建設業経理士　xx 名

（3）継続学習ツールの配信

登録者限定の web サイトを媒体として電子月刊誌「建設業経理通信 *Premium*」を登録期間中にわたって配信しております（月１回）。「建設業経理通信 *Premium*」では、建設業会計に関する情報はもとより経営戦略の立案、労務管理、IT 活用事例の紹介等、多岐にわたる内容を提供しています。また、「スキルアップウェブ研修」では、様々なテーマの講演等を web 動画として配信したり、特集記事を掲載したりと有益な情報を提供しております。

（4）無料セミナーへの参加

登録者は、「建設業経理士スキルアップセミナー」に無料で参加することができます。「建設業経理士スキルアップセミナー」では、建設業会計実務のスキルアップに繋がる有益な情報やその他、時事的な話題等をテーマとして取り上げ、全国各地において開催しています。

以上